

平成28年6月27日

入札参加事業者の皆さまへ

大津市総務部契約検査課

建設工事の一括下請負の禁止について

ご承知のとおり、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条では、全ての公共工事について一括下請負を禁止しています。

また、万が一法令違反があった場合には、下請工事の注文者だけでなく下請負人も監督処分（営業停止）の対象となると共に、本市建設工事等指名停止基準に従って指名停止を行うこととなります。

公共工事の適正な施工と品質確保を図るため、皆さまのご理解と法令遵守の推進にご協力をお願いします。

★一括下請負とは★

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められない場合

★工事への実質的な関与が認められるための条件★

- 発注者との協議
- 施工計画の作成
- 近隣工事との調整
- 自社の技術者が工程管理
- 下請業者の指導監督
- 住民への説明
- 安全管理
- 出来形・品質管理

等について、主体的な役割を果たすことが必要